# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年10月5日

【事業年度】 第30期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】アミタ株式会社【英訳名】AMITA CORPORATION

【電話番号】 03(5215)8255(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 清水 太朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町28番地

【電話番号】 03(5215)8255(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 清水 太朗

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出しました第30期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しています。

## 第一部【企業情報】

## 第4【提出会社の状況】

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~(10) <省略>

#### (11) 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

(1) ~(10) <省略>

#### (11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

#### (12) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

### ② 中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の 最終の株主名簿に記載、記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余 金の配当(中間配当)を行うことができる旨定款に定めております。

③ 取締役及び監査役の会社に対する損害賠償責任の軽減

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。